

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

なお、本件調達においては、以下の1（2）に示す設計業務にかかる調達手続きを一括して行うものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と基本契約を締結し、その後、設計業務毎に個別契約を行うものである。

令和4年10月18日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

◎調達機関番号417 ◎所在地番号04

1 業務概要

（1）品目分類番号 42

（2）業務名

秋田管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約（その1）

設計業務① 秋田自動車道 吉田川橋耐震補強設計

設計業務② 秋田自動車道 大平橋耐震補強設計

（3）業務箇所

「基本契約条件書」のとおり

（4）業務内容

「基本契約条件書」のとおり

（5）業務完了希望時期

「基本契約条件書」のとおり

2 競争参加資格

（1）参加表明書の提出期間の最終日（以下「審査基準日」という。）において、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）契約規程実施細則第6条の規定に該当しない者であること。

（2）技術提案書の提出期間の最終日において、NEXCO東日本における令和3・4年度調査等競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

（3）審査基準日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

(平成11年法律第225号)に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者でないこ
と。(ただし、当該申立てに係る手続開始の
決定後、あらためて競争参加資格の再認定を
受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を
除く。)

(4) 審査基準日から基本契約の相手方と決定す
る日までの期間(期首及び期末の日を含む)
において、NEXCO東日本競争参加資格停
止等事務処理要領(平成18年8月7日東高
契第269号)に基づき、「地域2」におい
て競争参加資格停止を受けていないこと。

(5) 審査基準日から基本契約の相手方と決定す
る日までの期間(期首及び期末の日を含む)
において、本業務を監督する部署の施工管理
業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術
者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術
者の出向・派遣元と資本若しくは人事面にお
いて関連がある者として、本業務の発注に関
与した者でないこと。又は現に当該施工管理
業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術
者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術
者の出向・派遣元と資本若しくは人事面にお
いて関連がある者でないこと。

(6) 審査基準日から基本契約の相手方と決定す
る日までの期間(期首及び期末の日を含む)
において、本競争に参加しようとする者の間
に資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 基本的な実施手順、社内バックアップ体制

(2) 特定テーマに対する技術提案(適確性、実 現性及び独創性)

テーマ：対象となる複数の橋梁について、
本業務を定められた期間内に適切に完了さ
せるための技術提案

5 手続等

(1) 担当部署 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル12階 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課長代理 佐藤健
電話 022-395-7641 電子メールアドレス ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

(2) 関係書類の取得期間及び方法

①取得期間 入札公示日から令和4年11月1日(火)までとする。

②取得方法 NEXCO東日本ホームページから取得すること。

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

①提出期間 入札公示日から令和4年11月1日(火)までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

②提出場所 記5(1)に同じ。

③提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、公示に基づき参加表明書を作成し、電子メール又は郵送(書留郵便又は信書便)により提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。
(なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足がない様十分確認の上、提出すること。)

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 技術提案書の提出要請日から令和5年1月11日(水)までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。

②提出場所 記5(1)に同じ。

③提出方法 記5(3)③に同じ。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証 個別契約時の指示による。

(3) 契約書作成の要否

基本契約 要

個別契約 要

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、記
5 (1) に同じ。
- (5) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (6) その他詳細はホームページに掲載する公示
(説明書) による。

7 Summary

- (1) Official in charge of the contract of the
procuring entity: TANAKA Hiroyuki, Director
General of Tohoku Regional Head
Office, East Nippon Expressway Company
Limited.
- (2) Classification of the services to be
procured : 42
- (3) Subject matter of the contract : Basic
contract for seismic reinforcement design
for bridges of Akita Operation Office
Jurisdiction
- (4) Time-limit to express interests: 4:00 P. M.
1 November 2022
- (5) Time-limit for the submission of
proposals : 4:00 P. M. 11 January 2023
- (6) Contact point for tender documentation :
SATO Takeshi, Deputy Manager of Procurement
& Contract Section, Technology &
Procurement Department, Tohoku Regional
Head Office, East Nippon Expressway Company
Limited 1-1-1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku,
Sendai City, Miyagi Prefecture, 983-8477
Japan TEL 022-395-7641
E-mail. ki-r-tohoku@e-nexco. co. jp